

令和 年 月 日

焼骨の引き取りに関する確認(依頼)書

瀬戸市長様

○確認(依頼)者

住 所

氏 名

電 話 ()

故人との関係

《該当する□に✓をしてください。》

下記の者の焼骨について

☐ 全部引き取る ☐ 一部引き取る

{	☐ 分骨有 ⇒ 「火葬執行済兼分骨証明書」の発行希望(枚) 有料300円/枚	}
	☐ 分骨無	

☐ 全部引き取らない{ 焼骨の確認の有無 ☐ 有 ☐ 無 }

引き取らなかった焼骨に関し瀬戸市斎苑条例施行規則第7条第2項による瀬戸市長が行う処理について、以下のとおりであることを確認し、焼骨の処分を依頼いたします。

- 引き取らなかった焼骨は以下のとおり処分されること
 合同の保管 → 委託業者により、運搬 → 集積、分別処理 → 分別後の遺骨は合同埋葬、有価物(貴金属類)は売却して瀬戸市斎苑維持管理に活用
- 残骨灰の取り扱いについて同意できない場合は、全ての焼骨を引き取ること
- 引き取らなかった焼骨の返還は不可能であること
- 確認(依頼)者は、親族等の関係者へ説明を引き受けていただくこと及び焼骨処分等におけるトラブルが生じた場合は責任をもって対応すること

記

死 亡 者 の 氏 名 性 別 生 年 月 日	フリガナ		男 女 不詳	大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日生
	氏	名		
死 亡 年 月 日	令和 年 月 日			
死 亡 者 の 住 所				
火 葬 の 場 所	瀬戸市春雨町38番地		瀬戸市斎苑	
火 葬 炉 の 使 用 日	令和 年 月 日			

(お願い) 火葬日前日の午前中までに、斎苑へFAX送信するとともに、原本は火葬当日に「死体火葬許可証」と一緒に斎苑受付へ提出してください。

○瀬戸市斎苑条例施行規則 第7条(収骨等)

- 1 使用者は、市長が指定した日時にその焼骨を引き取らなければならない。
- 2 市長は、前項の日時に使用者が焼骨を引き取らない場合には、当該焼骨を処分することができる。

*取得した個人情報、法令の定めのある場合を除き、斎苑の業務以外の目的では使用いたしません。